

兵庫県公報

令和5年8月22日 火曜日 第441号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	2
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 漁船保険の付保義務の消滅（同）	17
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	17
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	17
○ 重要調整池に係る検査の結果（阪神北県民局）	18
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	18
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	18
○ 入札公告（物品管理課）	19
○ 落札者等の公示（同）	22
○ 同 上（同）	22
○ 随意契約の相手方等の公示（同）	23
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	23
○ 同 上（同）	24
○ 同 上（中播磨県民センター）	24
公安委員会告示	
○ 技能検定員審査の実施	25
○ 教習指導員審査の実施	26

告 示

兵庫県告示第858号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和5年7月12日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年8月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	室谷上池・下池地区	令和5年8月22日から 同年9月11日まで	市川町役場



兵庫県告示第859号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年8月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営 む者の資 格
二見町 播磨町 東播磨	手繰第1種漁業 沖廻手繰網漁業	別記1の1	周年	別記2	5トン 未満	1隻	定めなし
	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の1	周年				
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の1	周年				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の2	10月20日から 翌年5月31日 まで				
西播	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の3	周年	同上	5トン 未満	2隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の3	4月1日から 10月20日まで				
	手繰第3種漁業 そろばんこぎ網 漁業	別記1の4	4月1日から 11月20日まで				
	手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の5	10月20日から 翌年4月30日 まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の6	4月1日から 12月31日まで				
		別記1の7	6月1日から 12月31日まで				

(注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和5年8月22日から同年9月22日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間
この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年3月31日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件
この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
二見町、播磨町、東播磨	別記3の1、3、4、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、18、20
西播	別記3の2、5、6、7、8、9、10、11、12、13、17、19、20、21、22、23

別記1 操業区域

- 1 明石市古波止と淡路市富島港西防波堤灯台を結ぶ線から東播磨港伊保灯台と姫路市上島灯台を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 東播磨港別府東防波堤灯台と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線、同第10号灯浮標から姫路市松島灯台を見通した線及び高砂市、姫路市界から姫路市上島灯台を見通した線の3直線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 4 東播磨港高砂西防波堤灯台より225度の線以西、明石市明石城と小豆島星ヶ城を結んだ線以北の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 5 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 6 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
- 7 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 条件

- 1 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
- 2 次の(6)、(7)及び(4)を順次結んだ2直線以内の海面並びにたつの市岩見、室津界以東の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、上島を除く姫路市各島しょの周辺においては、最大高潮時海岸線から700メートル以内の海面）においては、操業してはならない。
 - (1) たつの市地ノ唐荷島頂上
 - (2) 赤穂市取揚島頂上
 - (3) 赤穂市鷗和と同市福浦との最大高潮時海岸線における境界点
 - (4) 岡山県備前市鹿久居島東端
 - (5) 岡山県備前市大多府島南端
 - (6) (5)と(1)を結んだ直線の延長線とたつの市における最大高潮時海岸線との交差点

- (7) (3)と(2)とを結んだ直線の延長線と(5)と(1)とを結んだ直線との交差点
- 3 手繰第1種漁業及び手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
 - 4 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
 - 5 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
 - 6 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
 - 7 たちうおを目的として操業してはならない。
 - 8 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
 - 9 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
 - 10 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
 - 11 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
 - 12 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
 - 13 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
 - 14 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、手木と張木が一体をなす構造にあつては、金属製手木を使用してはならない。
 - 15 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、たこつぼ漁業及びいかせん漁業との調整に関する協定を遵守しなければならない。
 - 16 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、淡路市室津、尾崎界と播磨灘航路第5号灯浮標を結ぶ線以南の淡路西浦地先海面においては、操業してはならない。
 - 17 手木と張木が一体をなす構造にあつては、金属製手木を使用してはならない。
 - 18 手繰第3種漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

- 19 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

- 20 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。
- 21 そろばんこぎ網漁業のそろばん網（そろばん玉を付けた沈子網）は1本とし、そろばん網以外に鉄鎖等前沈子を使用してはならない。なお、そろばん網を弛ませて使用してはならない。
- 22 そろばんこぎ網漁業の金属製そろばん玉は、鋳物とし、次の規格以外のものを使用してはならない。

直径	本体中央部の肉厚	周縁部の肉厚
11センチメートル以下	1.5センチメートル以上	0.5センチメートル以上

- 23 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。



兵庫県告示第860号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の

数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年8月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
明石浦	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第9号共同漁業権漁場の区域。ただし、水深20メートル以浅の区域及び共第32号共同漁業権漁場の区域は除く。	12月1日から翌年2月末日まで	別記1	5トン未満	10隻	別記2
坊勢	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第68、69、70、71、72、73、74、75号共同漁業権漁場	12月1日から翌年3月31日まで	同上	同上	3隻	同上
一宮町	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第126号共同漁業権のうち江井港西防波堤上旧灯台跡（北緯34度28分12.769秒東経134度49分47.121秒）から真方位314度以南の区域	12月16日から翌年4月30日まで	同上	同上	1隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年10月15日から同年11月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年12月1日から令和6年11月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
明石浦	別記3の1、2、3、4、5、6、7、8、9
坊勢	別記3の1、9
一宮町	別記3の1、7、9

別記1 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）

による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下
別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

別記3 条件

- 1 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 2 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- 3 沈子、前沈子を使用してはならない。
- 4 手木の高さは、60センチメートルを超えてはならない。
- 5 張木の長さは、7メートル未満でなければならない。
- 6 漁具を曳網する曳網は1本を超えてはならない。
- 7 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 8 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 9 なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。



兵庫県告示第861号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年8月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
伊保大塩町	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第23号及び 共第53号共同 漁業権漁場	11月1日から 翌年4月30日 まで	別記1	5トン 未満	7隻	別記2
岩見	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第61-1号共 同漁業権漁場	11月1日から 翌年4月30日 まで	同上	同上	4隻	同上
室津	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第61-2号共 同漁業権漁場	11月1日から 翌年4月30日 まで	同上	同上	10隻	同上
相生	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第62号共同 漁業権漁場	11月1日から 翌年4月30日 まで	同上	同上	8隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年9月15日から同年10月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年11月1日から令和6年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- イ 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- ウ なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。

別記1 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第862号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年8月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
神戸市	いわし・いかなご船びき網漁業	別記1（注）	周年	別記2	10トン未満	2隻	定めなし

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年8月22日から同年9月22日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。

イ 午後3時から翌日午前4時までは操業してはならない。

ウ 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

別記1 操業区域

大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。

(注)「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。



兵庫県告示第863号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年8月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
西播	いわし・いかなご船びき網漁業	高砂市、姫路市界と上島を結んだ線、上島から播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	別記	5トン未満	2隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年8月22日から同年9月22日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。

イ 午後3時から翌日午前4時までは操業してはならない。

ウ 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

別記 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。

(注)「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。



兵庫県告示第864号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第2号に掲げるあわび漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年8月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 機船あわび漁業

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
兵庫	機船あわび漁業 (注)	別記1	周年	定めなし	定めなし	5隻	定めなし
神戸	同上	別記2	同上	同上	同上	1隻	同上
伊保	同上	別記3	同上	同上	同上	3隻	同上
大塩町、的形	同上	別記4	同上	同上	同上	11隻	同上
姫路市八木、白浜、中部、網干	同上	別記5	同上	同上	同上	11隻	同上
家島町	同上	別記6	同上	同上	同上	10隻	同上
由良町B	同上	別記8	同上	同上	同上	4隻	同上
由良町C	同上	別記9	同上	同上	同上	14隻	同上
岩屋	同上	別記10	同上	同上	同上	13隻	同上
岩見	同上	別記11	同上	同上	同上	5隻	同上

(注) 漁業種類にある「機船あわび漁業」とは船舶を使用するあわび漁業をいう。

(2) あわび漁業

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	漁業者の数	漁業を営む者の資格
兵庫	あわび漁業 (注)	別記1	周年			5人	定めなし
由良町A	同上	別記7	同上			37人	同上

(注) 漁業種類にある「あわび漁業」とは船舶を使用しないあわび漁業をいう。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年10月15日から同年11月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年12月1日から令和6年11月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「他の者を採捕に従事させてはならない。」旨の条件を付けることがある。

別記

- 1 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における同市長田区・須磨区界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 明石市二見町から姫路市飾磨区までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 4 高砂市曾根町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 5 姫路市大塩町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 6 加古郡播磨町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 洲本市、淡路市及び南あわじ市の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 8 明石市から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 9 尼崎市から神戸市兵庫区地先の共第1号共同漁業権漁場東端までの地先海面。ただし、神戸市地区の小型機船底びき網漁業の操業区域を除く。
- 10 淡路市岩屋地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 11 共第61号より北の兵庫県海面のうち、たつの市の区域



兵庫県告示第865号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第3号に掲げるなまこ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年8月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 機船なまこ漁業

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
兵庫	機船なまこ漁業(注)	別記1	11月1日から翌年4月30日まで	定めなし	定めなし	5隻	定めなし
神戸	同上	別記2	同上	同上	同上	1隻	同上
伊保	同上	別記3	同上	同上	同上	3隻	同上
大塩町、的形	同上	別記4	同上	同上	同上	11隻	同上
姫路市八木、白浜、中部、網干	同上	別記5	同上	同上	同上	13隻	同上
家島町	同上	別記6	同上	同上	同上	10隻	同上
由良町B	同上	別記8	同上	同上	同上	4隻	同上
由良町C	同上	別記9	同上	同上	同上	14隻	同上
岩屋	同上	別記10	同上	同上	同上	13隻	同上
岩見	同上	別記11	同上	同上	同上	5隻	同上

(注) 漁業種類にある「機船なまこ漁業」とは船舶を使用するなまこ漁業をいう。

(2) 船舶により行わないもの

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	漁業者の数	漁業を営む者の資格
兵庫	なまこ漁業(注)	別記1	11月1日から翌年4月30日まで			5人	定めなし
由良町A	同上	別記7	同上			37人	同上

(注) 漁業種類にある「なまこ漁業」とは船舶を使用しないなまこ漁業をいう。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年9月15日から同年10月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年11月1日から令和6年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「他の者を採捕に従事させてはならない。」旨の条件を付けることがある。

別記

- 1 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における同市長田区・須磨区界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 明石市二見町から姫路市飾磨区までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 4 高砂市曾根町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 5 姫路市大塩町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家

島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。

- 6 加古郡播磨町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 洲本市、淡路市及び南あわじ市の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 8 明石市から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 9 尼崎市から神戸市兵庫区地先の共第1号共同漁業権漁場東端までの地先海面。ただし、神戸市地区の小型機船底びき網漁業の操業区域を除く。
- 10 淡路市岩屋地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 11 共第61号より北の兵庫県海面のうち、たつの市の区域



兵庫県告示第866号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年8月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域	漁業時期		推進機 関の馬 力数	総トン 数	隻数	漁業を 営む者 の資格
江井島 二見町 播磨町	たい、はまち 五智網漁業	別記の1 (注)	たい	4月1日から 12月31日まで	定めな し	定めな し	1隻	定めな し
			はまち	9月15日から 11月20日まで				
北淡	たい、はまち 五智網漁業	別記の2 (注)	たい	1月1日から 12月31日まで	定めな し	定めな し	1隻	定めな し
			はまち	9月10日から 11月20日まで				

(注) 操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年8月22日から同年9月22日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない」旨の内容の条件を付けることがある。

別記 操業区域

1 明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

2 淡路市野島江崎から同市室津に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて

同意がある場合は、「淡路市野島江崎から同市室津に至る地先海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。



兵庫県告示第867号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年8月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
林崎 江井島	建網漁業	別記の1（注）	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
室津浦	建網漁業	別記の2（注）	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

（注）操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年8月22日から同年9月22日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

別記 操業区域

1 次のA、ア、イ、ウ、Fの点を順次結んだ線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。

- A 明石市古波止
- B 明石市谷八木川尻河口
- C 鹿ノ瀬カンタマ灯浮標
- D 淡路市江崎灯台
- E 姫路市上島
- F 加古川市東播磨港別府西防波堤灯台
- G 播磨灘北航路第10号灯浮標
- ア BとCを結ぶ線とAとEを結ぶ線の交点
- イ BとCを結ぶ線とDとEを結ぶ線の交点
- ウ FとGを結ぶ線とDとEを結ぶ線の交点

2 淡路市室津地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第868号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年8月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
北淡一宮町	きす流網漁業	別記(注)	6月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年8月22日から同年9月22日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。

イ 使用する網の総延長は、400メートル以内でなければならない。

別記 操業区域

次のア、オ及びカを結んだ線並びにカから香川県小豆島星ヶ城を見通した線以南の海面のうち、淡路市野島江崎から洲本市五色町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

ア 淡路市江崎灯台

イ 播磨灘航路6番燈浮標

ウ 淡路市江井崎北端

エ 播磨灘鹿ノ瀬燈浮標

オ アとイを結んだ延長線とウとエを結んだ線の交点

カ ウとエを結んだ延長線と明石市明石城と香川県小豆島星ヶ城の見通し線との交点



兵庫県告示第869号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年8月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
明石浦	ひき縄漁業	別記の1(注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
加古川市	ひき縄漁業	別記の2(注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年8月22日から同年9月22日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

1 神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く」とする。

2 明石市から高砂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第870号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年8月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
江井島	まだこ・いいだこつぼ漁業	明石市林から明石市魚住町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 (注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年8月22日から同年9月22日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年12月31日までとする。



兵庫県告示第871号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第14号に掲げる潜水器漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年8月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
兵庫	なまこ潜水器漁業	別記1	11月1日から翌年4月30日まで	定めなし	定めなし	1隻	操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和5年9月15日から同年10月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年11月1日から令和6年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。
- イ なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。
- ウ 下記潜水士以外の者を潜水させてはならない。

潜水士名	
------	--

別記1 操業区域

次のア、イ、ウ及びエを順次結んだ線並びに最大高潮時海岸線で囲まれた区域。ただし、神戸灯台中心点と神戸市神戸港長田防波堤基部を結んだ線以北の海面は除く。

- A 神戸市神戸港和田岬防波堤東端
- B Aから220度490メートルの点
- ア 最大高潮時海岸線における神戸市長田区・須磨区界
- イ アから159度1,000メートルの点
- ウ Bから139度885メートルの点
- エ ウから319度の線と最大高潮時海岸線との交点



兵庫県告示第872号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第14号に掲げる潜水器漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年8月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
明石	なまこ・さざえ潜水器漁業	共第9号共同漁業権漁場の区域(水深20メートル以浅の区域に限る)。ただし、共第32号共同漁業権漁場の区域は除く。	12月1日から翌年4月30日まで	定めなし	定めなし	5隻	操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和5年10月15日から同年11月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年12月1日から令和6年11月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。
- イ なまこ、さざえ以外の水産動植物を採捕してはならない。
- ウ 潜水士は1名とし、下記潜水士以外の者を潜水させてはならない。

潜水士名	
------	--

兵庫県告示第873号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、令和元年兵庫県告示第307号（付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和5年9月1日限りで消滅する。

令和5年8月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

沼島加入区

兵庫県告示第874号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和5年9月2日から発生する。

令和5年8月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

沼島加入区

兵庫県告示第875号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和5年8月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定を解除する区域
令和3年8月6日付け兵庫県告示第848号により指定した区域（丹波市氷上町成松字漆原132番1、字八反畑151番1の各一部）の一部
- 2 特定有害物質の名称
シアン化合物
- 3 汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



兵庫県告示第876号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和5年8月22日

兵庫県阪神北県民局長 宮口美範

- 1 重要調整池の所在地
川西市石道字中下田80番2外153筆
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
石道地区開発計画調整池	東京都千代田区飯田橋4丁目7番1号 結和税理士法人内	川西石道特定目的会社 取締役 中津 正憲

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

令和5年8月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、 県民センター	紛失年月
農業	A305314	令和6年3月31日	洲本市	淡路県民局	令和5年6月



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年8月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン姫路

所在地 姫路市今宿2017-1

- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- | | | |
|---------|------------------|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社イズミ | 広島市東区二葉の里三丁目3番1号 | 山西 泰 明 |

- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社イズミ	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰 明
キンバレー株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-13	岩 坪 謙 吉
株式会社マックハウス 外23者	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	坂 下 和 志

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社イズミ	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰 明
キンバレー株式会社	東京都中央区銀座一丁目19番7号	岩 坪 謙 吉
株式会社マックハウス 外23者	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	舟 橋 浩 司

4 変更年月日

令和5年4月3日 ほか

5 届出年月日

令和5年8月2日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和5年8月22日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年12月22日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年8月22日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

道路管理パトロール車5台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和6年3月15日（金）

(4) 納入場所

加古川土木事務所ほか3箇所（詳細は仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県出納局物品管理課 担当 西川
電話 (078) 341-7711 内線4935 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和5年8月22日（火）から同年9月5日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和5年9月29日（金）午後2時 兵庫県庁1号館1階入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和5年9月28日（木）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和5年8月22日（火）から同年9月5日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和5年9月5日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和5年9月22日（金）午後5時から同月29日（金）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和5年8月23日（水）から同年9月15日（金）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和5年8月23日（水）から同年9月5日（火）まで（県の

休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和5年9月5日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(4) カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和5年9月22日(金)午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年9月27日(水)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書(契約保証金の免除についての誓約書)」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和5年10月16日(月)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

5 Road management patrol cars

(3) Delivery period: March 15, 2023

(4) Delivery place:

Kakogawa Public Works Office and 3 other locations (details are described in the specification)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 September 5, 2023

(6) Deadline for tender:

14:00 September 29, 2023 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 September 28, 2023 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Nishikawa, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural

Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4935



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年8月22日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 落札に係る物品の名称及び数量

県営住宅管理システムネットワーク機器 一式（賃貸借）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和5年7月12日

4 落札者の名称及び住所

NTT・TCリース株式会社神戸支店 神戸市中央区小野柄通4-1-22 アーバンエース三宮6階

5 落札金額

632,808円（月額）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和5年6月2日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年8月22日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
県立学校校務用パソコン等一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年7月27日
- 4 落札者の名称及び住所
NTT・TCリース株式会社神戸支店 神戸市中央区小野柄通4-1-22 アーバンエース三宮6階
- 5 落札金額
8,282,890円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年6月16日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。
令和5年8月22日

契約担当者
兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
胃がん集団検診車 1台
- 2 随意契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年7月20日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
コニカミノルタジャパン株式会社ヘルスケアカンパニー神戸営業所
神戸市中央区中町通2-1-18 JR神戸駅NKビル3F
- 5 契約金額
64,350,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
令和5年6月6日
- 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年8月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市加佐字町田221番1、221番2の一部、238番1の一部、220番3の一部、240番4の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
- 3 許可年月日及び許可番号

令和5年7月5日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-26-2号（4三木）

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年8月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加西市殿原町字前田412番1の一部、413番1の一部、413番2の一部

同 市殿原町字ナゴメ418番1から418番3まで、423番の一部、423番1の一部、424番、424番1、429番の一部、429番1の一部、424番1地先水路

同 市殿原町字大橋458番の一部、459番、460番、461番1、461番2、462番1の一部、463番1の一部、464番1、464番2、465番1の一部、466番1の一部、466番2、467番1の一部、467番2、467番3の一部、468番1、468番2、459番地先水路

同 市殿原町字長田469番1から469番3まで、470番1から470番3まで、471番、471番1の一部、472番1、472番2、473番1、473番2、474番、474番1の一部、475番、475番1の一部、476番1、476番2、477番1、477番2、478番、479番、480番1、480番2、481番1、481番2、482番、483番の一部、484番1の一部、484番2の一部、473番2地先里道、479番地先水路

同 市殿原町字甲田510番の一部、511番の一部、512番、513番5の一部、515番の一部、516番の一部、519番の一部、520番の一部、521番5の一部、522番の一部、523番から528番まで、529番1、529番2、530番1、530番2、531番1、531番2、520番地先水路、528番地先里道、529番2地先里道

同 市殿原町字茨田532番1、532番2、533番、534番1、534番2、535番1、535番2、537番1、538番、539番1、541番1の一部、541番2、542番1、542番2、543番1、543番2、544番2、545番2、546番2の一部、546番5の一部、546番7、538番地先水路

同 市殿原町字土ノ坪582番8、583番8、582番8地先水路

同 市中富町字井口900番3

同 市中富町字西堤915番5の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

神戸市中央区江戸町104番地

ジオプランナーズ株式会社 代表取締役 橋本賢良

3 許可年月日及び許可番号

令和5年7月6日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-7-2号（4加西）

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年8月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

揖保郡太子町松尾字佐ノ国364番1、365番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

揖保郡太子町松尾365番地1

有限会社エニッシング・ドゥー 代表取締役 山村一春

3 許可年月日及び許可番号

令和5年2月16日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-30号（4太子）

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第230号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年8月22日

兵庫県公安委員会

委員長 澤田 隆

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

令和5年10月7日（土）から同月20日（金）まで

3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和5年8月22日（火）から同月24日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日は、午後4時30分まで）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（大型）の写し

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（中型）の写し

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和5年8月22日（火）から同月24日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和5年8月24日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）又は技能検定員審査（準中型）を受けようとする者にあつては23,400円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,500円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,700円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,500円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書

に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

令和5年11月14日（火）午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628 内線433、434



兵庫県公安委員会告示第231号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項において準用する規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年8月22日

兵庫県公安委員会

委員長 澤田 隆

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（^{ひん}牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

令和5年10月7日（土）から同月20日（金）まで

3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和5年8月22日（火）から同月24日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日は、午後4時30分まで）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（^{ひん}牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（大型）の写し

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（中型）の写し

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和5年8月22日（火）から同月24日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和5年8月24日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）又は教習指導員審査（準中型）を受けようとする者にあつては14,550円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,850円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,650円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

令和5年11月14日（火）午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628 内線433、434